

## 八幡平市スポーツ少年団派遣助成費基準

(目的)

第1条 この基準は、八幡平市スポーツ少年団（以下、「本団」という。）に登録しているスポーツ少年団（以下、「単位団」という。）が、八幡平市を代表して岩手県大会以上の大会に参加する場合の派遣助成費について定める。

(対象とする大会)

第2条 派遣助成費を対象とする大会は、次のとおりとする。

(1) 都道府県、都道府県教育委員会、都道府県体育協会、都道府県スポーツ少年団及びそれらの上部団体のいずれかが主催又は共催若しくは後援する大会

(2) 派遣助成を行う回数は、1単位団1種目につき2大会までとする。

(派遣助成費の請求)

第3条 派遣助成費を受けようとする場合は、派遣助成費申請書（様式第1号）に派遣助成費計算書（様式第2号）及び必要な書類を添付して、本団本部長に提出すること。

2 大会参加後は、速やかに派遣助成費請求書（様式第3号）に結果報告書（様式第4号）及び必要な書類を添付して、本団本部長に提出すること。

3 前金払いを受けようとする場合は、派遣助成費前金払請求書（様式第5号）に派遣助成費計算書（様式第2号）を添付して、本団本部長に提出すること。

4 前金払いを受けた者は、大会参加後速やかに派遣助成費精算書（様式第2号）に結果報告書（様式第4号）及び必要な書類を添付して、本団本部長に提出すること。

(助成額及び対象費用)

第4条 派遣助成費の対象は、次のとおりとする。

(1) 参加料

(2) 宿泊費

(3) 交通費

2 派遣助成費の助成率は次のとおりとし、100円未満は切り捨てとする。

(1) 岩手県大会は、算定した額の70%とし、上限を100,000円とする。

(2) 予選会を経て出場する東北大会は、算定した額の70%とし、上限を150,000円とする。

(3) 予選会を経て出場する全国大会は、算定した額の70%とし、上限を200,000円とする。

(対象人数)

第5条 助成する対象人数は、次のとおりとする。

(1) 監督及びコーチは、大会要項等で定められた人数とし、3名以内とする。

(2) 選手は、大会要項等で定められた人数とし、原則として15名以内とする。

(3) 審判員及びその他必要な人員については、大会要項等で定められている場合に対象とする。

(参加料)

第6条 参加料は、主催者が大会要項等で定めた金額とし、大会協力金、プログラム負担金等は対象としない。

(宿泊費)

第7条 宿泊は、原則として、大会前日から大会終了日の前日までを対象とする。ただし、交通機関の関係で終了日に帰ることができない場合は、協議のうえ対象の可否を決定する。

2 八幡平市、滝沢市、盛岡市、二戸市、久慈市、花巻市、北上市、遠野市、岩手郡、紫波郡、二戸郡、九戸郡、胆沢郡、宮古市川井地区の宿泊は、原則として認めない。ただし、大会要項等に宿泊が定められている場合はこの限りでない。

3 宿泊費は、大会主催者の定める協定料金とし、協定料金が定められていない場合は実費とする。ただし、上限金額は、1人11,000円とし、領収書の写しを派遣助成費精算書(様式第2号)に添付すること。

(交通費)

第8条 大会参加のため自家用車等を利用する場合は、1台に子供4人乗車するものとして、1kmにつき30円を車賃として算定し、最大4台までを対象とする。

2 距離の積算は、八幡平市役所若しくは各総合支所等から大会会場までとする。

3 宿泊地から大会会場までの距離が2km以上で、その移動に公共交通機関を利用した場合は、その交通費を対象とする。ただし、練習時の交通費は対象としない。

4 高速道路利用料金は、片道50km以上を対象とする。

(その他)

第9条 主催者等が経費の一部を負担する場合は、その差額を対象とする。その場合は、負担内容が明確にできる資料を添付すること。

2 その他必要な事項は、別途協議することとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

この基準は、令和6年4月9日から施行する。